

○狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会の設置及び運営に関する規則（抄）

令和 5 年 2 月 8 日規則第 3 号

（目的）

第 1 条 この規則は、狛江市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けた議論を行うため、**狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第 3 号）**
第 2 条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

○狛江市附属機関の設置に関する条例（抄）

平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号

（設置）

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（抄）

平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号

（審議会等の委員）

第 9 条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び性別の偏り並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りでない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

○狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領（抄）

平成12年4月25日市長決裁

(会議録の作成等)

第2条 審議会等の会議を開催したときは、次条以降に定めるところにより会議録を作成し、処理するものとする。

(会議録の記載事項)

第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で語り、そのいずれかについて決定するものとする。